

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年6月8日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 5名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
4番	青木敬博君	5番	中島弘道君
6番	浅田良弘君		

○欠 員 1名

○出席議員 6名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	佐藤龍彦君	〃	杉本憲也君

○オブザーバー 4名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
〃	四宮和彦君	〃	井戸清司君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	中井智実
係長	福王雅士	主査	野田昌伸
主事	野中みず季		

○会議に付した事件

- 1 市議会6月定例会の運営について
 - (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
 - (2) 議席の変更について
 - (3) 議会運営委員会委員の補欠選任について
 - (4) 特別委員会報告について
 - (5) 議案の付託、即決について
 - (6) 人事案の取扱いについて
 - (7) 請願、陳情の取扱いについて
 - (8) 一般質問について
 - (9) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (10) 会期及び日程について

- (1) その他
- 2 意見書について
- 3 その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会6月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(9) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでを協議、決定し、それを踏まえ(10) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1)から(9)まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。来る6月14日、東京都にて開催予定の全国市議会議長会定期総会において、15年以上の勤続議員として、重岡秀子議員並びに井戸清司議員が表彰される。6月定例会2日目の6月15日の木曜日に議場において、議事に入る前に表彰状の伝達をお願いする。

14日については、本市議会の開会日に当たることから定期総会を欠席することとなるが、表彰状については郵送されるため14日に到着する予定となっている。その場合には15日ということになるが、もし仮に到着しない場合については、それ以降の本会議の開催日に行いたいと存ずる。なお、伝達の順序は、先例に倣い議席番号順とし最初に重岡議員、次に井戸議員の順でお願いする。

次に、(2) 議席の変更についてである。資料の1ページをご参照願う。4月14日に、清和会代表の井戸議員から四宮和彦議員の会派離脱の届出が提出されたことにより、四宮議員が会派に所属していない議員となった。このため、開会初日、日程第2において、会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席の変更をお願いする。具体的には、現在空席となっている議席番号1番の隣の席を議席番号の2番として、四宮議員の議席とし、2番仲田佳正議員から10番佐藤周議員までの議席番号を1番ずつ繰り下げ、それぞれ3番から11番までの議席番号としたいと考えている。したがって、座席の移動は四宮議員のみとなり、その他の議員においては、着座する席はそのままで議席番号のみが変更となる。

次に、(3) 議会運営委員会委員の補欠選任についてである。四宮議員の会派離脱に伴い、現在、1名の欠員を生じている。委員の選出については、申合せにより会派結成時の人数を基準とすることとされているので、会派名の変更があったが、引き続き、清友会から1名の委員を

選出して開会初日、議席の変更を行った後、伊東市議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき、議長が会議に諮って指名し補欠選任していただくこととなる。

次に、(4) 特別委員会報告についてである。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告を本会議、初日にお願ひする。なお、その報告が了承されると、その時点で特別委員会は消滅することとなるのでご承知お願ひ。

次に、(5) 議案の付託、即決についてである。資料の2ページから5ページまでをご参照願ひ。当局の提出予定議案は、専決処分報告4件、予算繰越3件及び弾力条項適用1件の報告4件、条例2件、単行議案1件、補正予算1件、人事案15件の計27件となる。

最初に、専決処分報告についてである。市認第1号から市認第3号までの3件はいずれも、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことから、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。

まず、市認第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されたことに伴ひ、4月1日の施行に対応しなければならない条項等の改正について3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、共通納税の開始に伴う関係税目に係る納付書等様式の改正があったことをはじめ、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例における適用期間の延長、固定資産税等の課税標準の特例措置の改廃等や新型コロナウイルス感染症に関する特例措置の期間満了に伴う条項の整理、軽自動車税の環境性能割及び種別割におけるグリーン化特例等の適用期間の延長などのほか、地方税法の改正に伴ひ条項や用語の整理を行ったものである。

次に、市認第2号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。固定資産税と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されたことに伴ひ、4月1日の施行に対応しなければならない条項等の改正について、3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、固定資産税等の課税標準の特例を定めた地方税法の改正により、地方税法附則第15条において、項の削除や新設が行われたことから引用条項等の整理を行ったものである。

次に、市認第3号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴ひ、令和5年4月1日の施行に対応しなければならない条項の改正について、3月31日に専決処分を行ったもので、改正内容は低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、対象となる世帯の軽減判

定所得の引上げの改正を行ったものである。

最後に、市認第4号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第1号）専決処分の報告承認についてである。国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正予算について、令和5年4月20日付で専決処分を行ったため、報告承認を求めるもので、補正予算の規模は8,712万8,000円の追加で、補正後の予算規模を283億8,712万8,000円としたもので、補正予算の内容は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対する支援策として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費の追加で、国庫補助金10分の10を受け入れて実施するものである。

以上4件の専決処分の報告承認については、即決で願います。

次に、報告4件について申し上げます。まず、市報第1号 令和4年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告についてである。令和5年3月定例会において議決された繰越明許費のうち22事業、2億8,239万3,000円を令和4年度から令和5年度に繰り越したことの報告である。

なお、議決された24事業のうち、河川改良事業及び地域公共交通活性化事業については、年度内に事業が完了したことから繰越しは行わず、老人福祉施設費一般経費は一部前金払いを、商工業振興補助事業及び一般市道整備事業については、事業の一部が年度内に完了したことから、それぞれ繰越額が減少となっている。

次の、市報第2号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計予算について弾力条項の適用に関する報告は、令和4年度の競輪事業特別会計において車券売上げが好調に推移し、第12回市営競輪において勝者投票払戻金に予算不足額が生じたため、地方自治法第218条第4項及び伊東市特別会計条例第2条の規定に基づき、3月28日に弾力条項を適用したことを報告するもので、適用額は7億円である。

次に、市報第3号 令和4年度伊東市水道事業会計予算繰越し報告についてである。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額については2億2,897万5,000円、繰越事業については竹の内・静海線外配水管更新工事をはじめとした7件の工事である。繰越しの理由は、既設埋設管の混在により配水管埋設スペースが想定よりも限定されたこと及び県道拡幅や国道歩道整備などの県工事の進捗に合わせる必要が生じたことなどにより、年度内の工事完了が困難となったことから繰り越したものである。

報告の最後は、市報第4号 令和4年度伊東市一般会計予算事故繰越し報告についてである。本報告は水産業用施設災害復旧事業において、令和元年度に被災した八幡野漁港災害復旧工

事に当たり、これまで繰越明許及び事故繰越により令和4年度まで期間を延長してきたが、天候不良等の影響により事業の進捗に遅れが生じ、令和4年度も事業の完了が困難となったため、地方債借入との兼ね合いから消波ブロック製作等、実施済み部分については事業完了扱いにするとともに、最終設置工程部分に関しては、令和3年度からの繰越明許費の一部と令和4年度の子備費充用分の計286万円を令和5年度へ繰り越すこととしたものである。

これら4件の報告案件については、質疑のみとなる。

次に、条例2件についてである。まず、市議第1号 伊東市情報公開条例の一部を改正する条例である。本市における情報公開決定に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定に基づき、審理員指名の適用除外とし、伊東市情報公開審査会にて審理手続を行っているところであるが、これまでに取り扱った案件が少なく審査請求に係る知見が蓄積されない等の実情を踏まえ、当該適用除外を廃止し、法令に特段の定めがない他の処分同様の審理手続を行うことにより、簡易迅速性を担保するため伊東市情報公開条例の一部を改正するもので、令和5年10月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第2号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例である。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であるが、6月定例会では、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について改正をするもので、主な改正内容と施行期日について、個人市民税に関して、1点目は、森林環境税の導入に伴い関係する規定を整理するための改正で、令和6年1月1日からの施行となる。2点目は、給与支払者を經由して提出される扶養親族等申告書の記載事項の簡略化に係る規定の整備で、令和7年1月1日からの施行となる。

また、軽自動車税に関して、1点目は、種別割の区分における特定小型原動機付自転車に係る規定の整備で、令和5年7月1日からの施行となる。2点目は、不正による納税不足額を徴収する際の加算割合変更に係る規定の整備で、令和6年1月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、単行議案1件についてである。市議第3号 和解については、本市を被告として提訴された、令和4年(ワ)第309号損害賠償請求事件(パワハラ関連訴訟)において、裁判所より提示された和解案のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもので、和解内容は「今後、市役所内においてパワハラ等発生防止に努めること」及び「被告は、原告に、解決金220万円を支払うものとする」などである。単行議案については、先例に倣い、委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いするが、本案は、市議第4号 令和5年度一般会計補正予算(第2号)と関連があるので、本会議では、補正予算第2号の付託後に上程し、説明から質疑までにとどめ、最終本会議において、補正予算第2号の決定の後、討論から入り、採決を行う扱いとしたいと存ずる。

願います。候補者については下田市議会中村敦議長、浜松市議会戸田誠議長、磐田市議会鈴木喜文議長の3名が県議長会からの推薦であり、立候補は三島市議会河野月江議員である。なお、候補者氏名表については、あらかじめ議席に配付させていただきたくのでご承知おき願う。

以上で、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(9) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの説明を終わる。よろしくご審議のほど願います。

- 委員長（青木敬博君）まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議席の変更について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議席の変更については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議会運営委員会委員の補欠選任について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議会運営委員会委員の補欠選任については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 特別委員会報告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

特別委員会報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 議案の付託、即決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 6番（浅田良弘君）市選第2号から第15号までについては、それぞれ別に審査をするという

ことでいいか。

○事務局長（富岡 勝君）農業委員会委員の任命の同意については、最終本会議の中で、1件ごとに表決をする形となる。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 人事案の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 請願、陳情の取扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）3人である。

○2番（長沢 正君）3人である。

○5番（中島弘道君）行わない。

○6番（浅田良弘君）2人である。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、清友会、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、清友会のお一方、日本共産党のお二方、会派に所属していない議員はお二方が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派

の実施人数と合わせ、発言者の人数については、13人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）発言順序を申し上げる。ただいまの13人との取り決めの中で、第1日目を5人、2日目を4人、3日目を4人とした場合、第1日目については、1番目正風クラブ1人目、2番目公明党1人目、3番目正風クラブ2人目、4番目清友会1人目、5番目正風クラブ3人目となる。第2日目については、1番目日本共産党1人目、2番目無党派 颯1人目、3番目公明党2人目、4番目日本共産党2人目となる。第3日目については、1番目無党派 颯2人目、2番目公明党3人目、3番目会派に所属していない議員1人目、4番目会派に所属していない議員2人目となる。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

暫時休憩する。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

先ほどの休憩中に、一般質問の実施人数において一度は決定したが、それを変更すべきではないかという意見をいただいた。そのため、一般質問の実施人数は1日目に5人、2日目に5人、3日目に3人として調整を図りたいと思う。

暫時休憩する。

午前10時36分休憩

午前10時42分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

先ほどの休憩中に皆様からご意見を伺い、(8)の一般質問における質問人数について調整を図った。その際に意見に相違があったため、調整を図った結果を優先していく。

一般質問の実施人数は1日目に5人、2日目に5人、3日目に3人とする。以上のとおり決

定することにご異議ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、改めて事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）発言順序を申し上げる。第1日目は先ほどと同様となるが、1番目正風クラブ1人目、2番目公明党1人目、3番目正風クラブ2人目、4番目清友会1人目、5番目正風クラブ3人目となる。第2日目については、1番目日本共産党1人目、2番目無党派 颯1人目、3番目公明党2人目、4番目日本共産党2人目、5番目無党派 颯2人目となる。第3日目については、1番目公明党3人目、2番目会派に所属していない議員1人目、3番目会派に所属していない議員2人目となる。

○委員長（青木敬博君）なお、通告期限については、申合せに基づき、6月9日（金）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(9) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(10) 会期及び日程について及び(11) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）(10) 会期及び日程についてである。資料11ページ及び12ページをご覧いただきたいと存ずる。会期は、6月14日（水）から6月28日（水）までの15日間の提案である。日を追って申し上げる。14日（水）に開会し、会期の決定、議席の変更、議会運営委員の補欠選任、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、5名の一般質問を実施する。15日（木）は全国市議会議長会表彰状の伝達の後、一般質問2日目として5名の一般質問を実施する。16日（金）を一般質問3日目として3名の一般質問を行う。17日（土）及び18日（日）は休会、19日（月）に議案審議をお願いする。20日（火）は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からお願いする。21日（水）は常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いする。22日（木）及び23日（金）は本会議

なし、24日（土）及び25日（日）は休会、26日（月）は本会議なし、27日（火）は議会運営委員会、28日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案15件の決定などをお願いする。

次に、(11) その他について3点申し上げる。まず1点目は、服装の軽装化についてである。議員各位へ4月28日付で議長発出の事務連絡により、省エネ・省CO2の一環として、例年のとおり10月31日（木）までの間、本会議を含め、議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いした。趣旨をご理解いただき、軽装の取組にご協力をお願いする。

2点目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてである。5月8日に新型コロナウイルスの法的位置付けが季節性インフルエンザ並みの5類感染症に移行されたことを踏まえ、5月15日に開催の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会においてご協議いただき、同日に、代表者会議を経たのち、議会運営委員会において、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルを廃止するとともに、消毒液及び検温器については当面設置するものの、その使用は個人の判断に委ねることとし、また、議場のアクリル板は撤去することが決定されている。これに併せて、登壇毎の演台の消毒についても廃止し、また、議場の各出入口の扉について、開放したまま会議を開催してきたが、取りやめといたしたいと考えているので、ご了承をお願いしたいと存ずる。

3点目は、報道機関からの申入れによる議員各位の写真撮影についてである。地元報道機関及び記者クラブの幹事社から、それぞれ、改選期を迎え、議員お1人ずつの写真を撮らせていただきたいとの申入れがあった。前回の改選期と同様に、ご対応をお願いする。

撮影については、28日（水）の閉議、閉会后、10分程度休憩を取ることで、男性議員はネクタイ、上着着用の上、事務局職員の案内により議場において、お1人ずつ報道機関による撮影を行った後、アンケート用紙の受け取りをお願いする。なお、事務局の案内については議席番号順とする。

以上で、1 市議会6月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

○委員長（青木敬博君）(10) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程について、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(11) その他での新型コロナウイルス感染症への対応について質疑、意見を伺う。発言

修正をしていただく。ただ、受理については体裁が整っていれば受理をせざるを得ないという
ような状況であるのでご理解をしていただきたい。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）会派で十分な検討はしていないが、2つの意見書案は基本的に賛
成である。

○**オブザーバー**（石島茂雄君）結論から言うと、2つとも賛成である。なぜかと言うと、インボ
イス制度自体、導入の意味のその消費税、これ自体が、もう東京地裁で預り税ではないという
判決も出てるので、インボイス制度は、やはり少なくとも見直し、凍結になるべきだと思う。
マイナンバーカードにおいては、政府はどんどん変わってきている。保険証や免許証とかいろ
んなものにひもづけられて、多くの人が不安になる可能性があるため、提出に賛成する。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）場合によっては多少文言や、趣旨をもうちょっと明確にと文章
の修正は必要であるかもしれないが、基本的には2件とも賛成する。

○**委員長**（青木敬博君）ただいま伺ったところ、提起された2件の意見書案について各会派及び
会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、本意見書
案2件については、私、委員長において調整を行い、最終本会議前日の本委員会において、そ
の取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○**委員長**（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺
う。発言を許す。

○**副議長**（大川勝弘君）本来この場で言っていないかわからない話だが、代表者会議を先日行い、
代表者会議の日程について事前にお知らせしていただければということで、本日、議会の日程
が決定したので、事前に事務局と日程を打ち合わせた結果、6月23日、午前10時から開催
したいと思う。事前に告知をさせていただいたので、日程調整をしていただければと思う。都合
が悪い方がいれば、再度調整したいと考えている。

○**委員長**（青木敬博君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他についてを終了する。

○**委員長**（青木敬博君）以上で、日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和5年6月8日（木）午前11時 8分（会議時間58分）

以上の記録を認める。

令和5年6月8日

委員長 青 木 敬 博